平成30年度第11回協働支援会議

平成31年2月8日(金)午前10時00分本庁舎6階 第4委員会室

出席者: 久塚委員、宇都木委員、関口委員、及川委員、土屋委員、石橋委員、伊藤委員、 吉田委員、加賀美委員

事務局:地域コミュニティ課長、神原主査、丹野主任、松永主事

久塚座長 おはようございます。定足数に達しておりますので始めたいと思います。 資料の確認をお願いします。

事務局では、資料確認させていただきます。

資料1としまして、協働事業助成の募集要項の抜粋でございます。

資料2としまして、事前ヒアリングシート。

資料3が、一般事業助成のスケジュール表。

資料4のほうが、一般事業助成の募集要項でございます。

あと『新宿ソダチ』という冊子をお配りさせていただいております。この冊子なのですけれども、昨年度まで『新宿NPO』と『Let's協働』という2冊の冊子を発行していたのですけれども、制度のほうをリニューアルさせていただいたので、冊子のほうも1冊にしてリニューアルして発行させていただいたものとなっております。

資料は以上でございます。

久塚座長 よろしいですか。では、欠けたものがないということですので、議題の1、 協働事業助成手引き改正についてということで資料を使って事務局、説明をお願いします。

事務局 では、資料1のほうをごらんください。こちらは協働事業助成の募集要項の抜粋でございます。前回の会議の際にご協議いただきました内容を踏まえまして、事務局のほうで修正をさせていただいたものとなっております。

では、順にご説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして1ページをごらんください。1ページですけれども、一番下の丸で囲っているところの一番右側、こちら「区民参画」となっていたものを「区民参加」に修正をさせていただいております。

それから、続く2ページ目ですけれども、上のほうの申請のポイントというところなの

ですが、こちらが事業の対象者というような表現にさせていただいていたのですけれども、ちょっとわかりづらいのではないかというご意見をいただきましたので、表現を修正させていただいております。

下の「事業の対象者は提案の重要な要素になります。事業担当部署とも相談しながら、 以下のいずれかの事業を検討してください」という形で、事業というふうに修正をさせて いただいております。

それから、また1枚おめくりいただきまして3ページをごらんください。3ページの真ん中あたりのこちらも申請のポイントというところになりますが、この受益者負担の記載についてですけれども、「高額になり過ぎていないか」というようなコメントも追加をするということで、真ん中あたりになりますけれども、「費用対効果の視点で問題がないか、対象者に適切な負担となっているか、高額になり過ぎていないかの確認が必要です」ということで追加をさせていただいております。

続きまして、8番の提案の流れのところですけれども、こちらの(2)が「ファクス」となっていたのを「FAX」に修正を2カ所させていただいております。

それから、続く4ページ目ですけれども、こちらも真ん中あたりになりますが、一次審査と二次審査の表現のところなのですけれども、前回合格ラインというか、ボーダーラインを入れてはどうかというご意見をいただいておりますので、そちらの表現を追加をさせていただいたものです。

一次のほうが総得点のおおむね6割以上を基準として、支援会議で協議をして選定をする。二次のほうが、総得点の6割以上を基準として、支援会議で協議をして選定をするという表現を追加をさせていただいております。

それから、同じく4ページの下の申請のポイントのところなのですが、事業担当部署は「3年間」となっているのですが、この「3年間」というのを削除をさせていただいております。

また、1枚おめくりいただきまして5ページ、6ページは修正箇所はございません。 続いて、7ページなのですけれども、上半分を追加で入れさせていただいております。 前回座長のほうからこれまでの成果ですとか、効果的な役割分担というのが少しわかるよ うに記載をしてはどうかというご指摘をいただいておりますので、その部分の修正をさせ ていただいたものでございます。

協働事業の実施状況ということで件数と、これまでの実績のほうを入れさせていただい

たのと、あと一番やはり具体的な事例のほうがわかりやすいのかなということで、これまでの審査ですとか、評価で点数が高かった事例を二つほど記載をさせていただいたものでございます。

1点目としましてホームスタート。これは22年度に採択をした事業となっているのですけれども、地域住民がボランティアとなって孤立した親の支援ということで、直接家庭を訪問して子育て支援活動を行うような事業となっております。役割分担としましては、区のほうは保健師等の行政内部との連携ですとか調整。また、団体のほうはニーズの調査ですとかボランティアの養成等を行ったものでございます。地域の住民がボランティアを担うというところで地域でのつながりを深めるような事業となった事例でございます。

次に、防災の事業というものを入れさせていただいております。

また、上の2行のところで、過去の提案書というのも区のホームページで公表をしていますというようなことも記載をさせていただいております。こういったものを参考としていただければということで記載をさせていただいたものでございます。 7ページは以上の修正でございます。

続いて、右側の8ページなのですけれども、右上のところなのですが、事前相談のところで「相談は随時実施をしています」という文言を追加させていただいております。

次の9、10ページは、修正箇所はございません。

11ページをごらんください。対象経費の算定基準でございます。こちらも下のほうの人件費の注意事項というところなのですけれども、人件費のほうは「雇用契約に基づく方」が対象となりますというところと、あと「最低賃金法の適用にも注意してください」という記載を追加させていただいているのと、一番下の四角の中の一番下の行になりますけれども、「31年10月に消費税改正が予定されていますのでご注意ください」という記載を追加させていただいております。

それから、続く18ページ以降が企画書になっております。1枚おめくりいただいて20ページをごらんください。20ページの上のほうの期待される成果の1番なのですけれども、こちらの四角の中が「区民参画」となっていたのを「区民参加」に直しております。それから、その下の2番の吹き出しのところなのですけれども、下線部分の追加をしておりまして、「事業実施後の事業評価でも重要なポイントになります」ということで、現状や課題に対する評価は、その後の評価のほうでも重要になってきますというところを追加させていただいているものでございます。

また1枚おめくりいただきまして25ページですけれども、収支予算書の末尾に対象経費の算定基準を入れさせていただいているので、先ほどの修正と同じように最賃法の適用ですとか、消費税の関係なんかの文言を入れさせていただいたものとなっております。

また1枚おめくりいただきまして、次が収支予算書作成の注意点なのですけれども、27ページのところなのですけれども、「助成金は必ず上限額を申請しなくてはならないわけではありません」というところに、これはもともと記載があったものなのですけれども、強調するということで下線のほうを追加をさせていただいております。

以上が協働事業助成の募集要項の修正点でございます。

資料2のほうをごらんください、事前ヒアリングシートでございます。こちらの2枚目の一番上を修正しております。こちらは受益者負担の項目なのですけれども、前回負担には経済的な負担以外のものもあるのではないかということでご意見をいただいておりますので、それがわかるような形に修正をさせていただいております。

「提案事業の受益者負担は適切ですか」の後に括弧で「経済的負担だけでなく、その他の事項の負担も記入してください」ということで、例として「時間が長時間で負担となる、開催場所が遠方で参加が困難、資格取得が必要など」ということで事例を入れさせていただきました。

事前ヒアリングシートの修正点は以上でございます。

久塚座長 前回皆さん方からいただいた意見を踏まえてこういうふうにしましたという ことなので、反映されていると思いますけれども、これは今後も検討する機会はあるので すか、もうギリギリですか。

事務局 実は今年ゴールデンウィークがすごく長いので、次回の会議で確定をさせていただきたいなと思っています。

久塚座長 次回の会議、3月15日。わかりました。では、できれば今日確定させたい のですけれども、今出た意見を踏まえてということですので。

伊藤委員 資料1でも出ているのですけれども。資料2の一番下。「提案事業の対象者は、多くの区民を対象としているもの」。対象者が対象としているものってこれ、対象者のことを言っているのではないと思うのです。さっき説明があったのだけれども。多くの区民を対象としているもの、多くの団体と連携を図っているもの、波及効果が見込めるものと、これは対象者のことなのですか? 対象事業だと思うのですが。

事務局 この文章をいろいろ修正してみたのですけれども、もうちょっと修正ができな

くて、すみません。庁内の資料なので、事務局のほうでも補足をしながらお渡しをすることで、所管課のほうで理解して記載をしていただければ十分かなというふうには考えているのですけれども。

久塚座長 集団で行っているけれども、それを請け負うものなので個人みたいな意味で 対象者ということになっているのでしょう。

事務局 そうなのです。なかなかちょっと表現が難しくて申しわけないのですが。

宇都木委員 一番上の対象者は要らないのではないですか。事業の対象となる者が1、 2、3なので。これを消せばいい。

久塚座長 関係するところを資料1も合わせて修正しておいてください。

事務局はい、対象者をとらせていただきます。ありがとうございます。

久塚座長 ほかにありませんか。

加賀美委員 これ30年度と書いてある部分は31年度ではないですか。

事務局 こちらはまだ日程等、次回の会議で確定をさせていただくので。今日はこんな イメージでという内容だけ皆様にご了解いただければと思っています。

ですので、中に日にちとかが出てくる所は、まだ修正はかけていないです。

久塚座長 7ページの一番上の2行、過去の提案書とありますが、これは133件の提案を受けた全ての提案書ですか。

事務局 24件だけです。採択されたものがホームページで公開されています。

提案書という表現を修正をするということでよろしいですか。

久塚座長 要するに、今ホームページに出ているのが一体何なのかというのをもう一遍 確認して、それを表す言葉に変えてください。

事務局 わかりました。

久塚座長 そのほか、ありませんか。ないですか。では、資料1、2を使った議題を終わりたいと思います。

では、資料3を使う形になりますか。

事務局 続きまして、資料3のほうをごらんください。

こちらは一般事業助成のほうなのですけれども、3月15日から広報を掲載しまして募集要項等を配布をさせていただきますので、本日、日程と募集要項、手引きのほうを確定をさせていただきたいと思っております。

まず、資料3のほうをごらんください。こちらなのですけれども、来年度のスケジュー

ルになっております。まず今申し上げましたとおり広報等で3月15日から周知のほうを させていただきます。

また、3月25日、26日、28日と説明会、夜間を含めまして3回実施をさせていただきます。うち2回は関ロ委員と伊藤委員のほうから講演会を行っていただきます。両委員、よろしくお願いいたします。

それから、4月1日から11日まで募集期間となります。これは昨年度より2日間長い期間で設定をさせていただいております。

それから、第1回の支援会議なのですけれども、4月9日になります。募集期間中ですので、これまで資料のほうを第1回の支援会議でお渡しをさせていただいていたのですけれども、4月16日に郵送でお送りをさせていただきたいと思っております。

それから、第2回の支援会議が4月23日。こちらで情報共有ですとか、事前協議というものを行っていただきます。

続いてなのですけれども、この第2回の支援会議で何か団体のほうに質問事項があった 場合に4月26日までに回答をさせていただきます。

一次審査の採点表の提出期限なのですけれども、ゴールデンウィーク明けで大変恐縮なのですけれども、5月6日月曜日を締め切りとさせていただいております。ちょっと赤字で書かせていただいたのですが、実はこの翌々日が次の一次審査の支援会議となっておりますので、すみませんが期限厳守でお願いをいたします。

5月8日が一次審査の会議をさせていただきまして、その後二次審査に向けて5月13日から15日にかけて質問事項の調整をさせていただきまして、5月22日に公開プレゼンテーション、二次審査。こちらは午後になりますけれども、NPOセンターのほうで実施をさせていただきます。5月31日に助成決定通知が発送できればという予定になっております。

スケジュールに関しましては以上でございます。

久塚座長 こういうスケジュールでいくということです。よろしいですね。

各委員 はい。

伊藤委員 一番上の表題のところに一般助成スケジュールとなっているのだけれども、 一般事業助成だよね。

事務局 すみません、そうです。申しわけありません。

久塚座長 ほかに、よろしいですね。では、こういう形で進めるとして、資料4が先ほ

どの資料1と似かよった形での修正ということになってくるわけですけれども、事務局から説明をしていただくと同時に、先ほど指摘があったことに重なるところがあったら事務局のほうでここはこういうふうにというのを発言をお願いします。

事務局 わかりました。では、資料4のご説明をさせていただきます。こちらは一般事業助成募集の募集要項になります。こちらは全ページ入れさせていただいております。協働事業助成の改正に合わせてなるべく同じ表現となるように見直しをさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして1ページをごらんください。1ページの1番なのですけれども、目的の部分。こちらは恊働と合わせてレイアウトとともに修正をさせていただいたものでございます。

この一番下の行の米印のところがちょっと追加になっているのですけれども、一般のほうが早く募集を行いますので、「今回の募集は一般事業助成です。協働事業助成は5月ごろの予定です」という文言は追加をさせていただいております。

それから、次の2番の助成対象活動のところなのですけれども、(1)番の地域課題、 社会的課題の解決というところに下線を引かせていただいております。一番記載をしても らいたい部分ということで強調したものでございます。

次に、視覚的にわかりやすいようにということで、協働と同じように丸で条件のほう。 非営利、地域課題、団体の特性、区民参加というところを記載をさせていただいております。

それから、続く2ページなのですけれども、助成対象団体、助成金の額、対象期間、助成対象経費とこちらについては修正箇所はございません。

それから、続きまして3ページ目でございます。7番の助成の流れですけれども、この四角のところを追加をさせていただいております。申請・問い合わせ先の下ですけれども、これは恊働と同じ表現になっているのですけれども、早目に窓口にご相談をしてくださいということで、申請要件が満たされていないと判断される場合は、補正を依頼することがあります。募集期限間際の提出は、補正の時間が十分にとれない可能性があるので、すべての書類ができ上がっていない段階でもいいので、早目に窓口へご相談をお願いしますという記載を追加をさせていただいております。

それから、3の審査の一次審査、二次審査のところですけれども、こちらも合格ライン を協働と同じように追加をさせていただいております。一次のほうが総得点のおおむね6 割以上を基準として、支援会議で協議をする。二次のほうは、総得点の6割以上を基準として、支援会議で協議をして選定をするという文言を追加をさせていただいております。

それから、続く4ページ目でございますけれども、助成金の決定から返還、実績報告、 確定と清算、内容の変更等の記載について、この部分については修正はございません。

続いて、5ページ目でございます。こちらも8番の助成及び活動内容の公表から助成事業への支援、こちらについては修正はございません。

それから、続く6ページに助成の流れを入れさせていただいております。こちらも流れの記載については修正ございません。日にちのほうはスケジュール表で入れさせていただいた日にちのほうをそれぞれ入れさせていただいております。3月25日から説明会が始まりまして、5月22日に二次審査、6月の上旬に決定をするという形で日にちのほうを入れさせていただいております。

それから、1枚おめくりいただきまして7ページ目の対象経費算定基準でございます。 こちらの表の下に消費税改正の部分を注意してくださいというコメントを入れさせていた だいたのと、人件費注意事項のところで雇用契約に基づく方は人件費の対象になるという ところと、最賃法の適用にも注意してくださいというコメントをいれさせていただいてお ります。

続く8ページの資料集の扉なのですけれども、一番下の申請のポイントというところを 追加をさせていただいております。協働事業助成にも実はこれ記載があるのですけれども、 協働のほうはQ&Aを添付をさせていただいていまして、そのQ&Aに入っている文言に なります。

一般事業助成のほうも昨年度から地域課題、社会的課題に対する事業というふうにシフトをさせていただいているのですけれども、その説明会の中でやっぱりその地域課題、社会的課題をどういうふうに確認をしたらいいのですかというようなご質問をかなり去年も多く受けましたので、それを受けて区のホームページでさまざまな情報を公開をさせていただいているので、そこがちょっと協働と同じようにわかるようにということで記載をさせていただいたものでございます。

続きまして、おめくりいただいて9ページ以降は、書式のほうを掲載をさせていただいております。9、10といきまして、11ページ以降計画書なのですが、11ページの一番下の5番の活動内容のア、年間スケジュールというところを削除をさせていただいております。こちら様式3のほうを削除した関係で、こちらを削除させていただいたものでご

ざいます。

あとは全体的に記載事例というか、記入例みたいなものをわかりやすく修正をさせてい ただいております。

それから、12ページの期待される成果のところに吹き出しを二つ協働と同じ表現で追加をさせていただいております。区民参加が図られるかどうかというところと、地域課題、社会的課題に対する成果・効果というのを記載をしてくださいということで吹き出しを追加をさせていただいたものでございます。

ずっとおめくりいただきまして14ページなのですけれども、収支予算書の下の部分の収入区分のところなのですが、今回の回回と回と回と回と回が寄附金と補助金収入というふうに、分けて入れさせていただいております。去年まで、その他収入で一つの項目に実はなっていたのですけれども、協働事業助成のほうはこの記載の回回回回ので分かれていたので、一般のほうも合わせるという意味で回、回を分けて項目として入れさせていただいております。

おめくりいただきまして、次のページが収支予算書作成の注意点で、15ページは修正 がございません。

16ページの「助成額は必ず上限額を申請しなくてはならないわけではありません」の ところに下線を追加させていただいております。

それから、次のページが団体概要書、こちらは修正はございません。

19ページが実績報告に必要な書類についてということで、20ページ以降実績報告書、収支決算書、それから収支決算書の注意点、人件費算定表。それから、最後に自己評価表が27、28と添付をさせていただいております。こちらはいずれも修正点はございません。

最後の裏表紙のほうをごらんください。上半分を今回修正させていただいております。 昨年度までは制度の見直しを行いましたので、例えばファンドレイジング経費を認定する ようになりましたとか、その見直しの効果みたいなところを記載をさせていただいていた 箇所になります。今年度はオリンピック・パラリンピックに向けてということで、来年度 ならではの記載をさせていただいております。これは全庁を挙げて取り組んでいく年度に なりますので、ぜひご協力をいただきたいということで、2020年オリンピック・パラ リンピックの機運醸成に向けた取り組み、こういったものなんかもありますというような ことを記載をさせていただいております。 先ほどのちょっと繰り返しになってしまうのですけれども、やっぱり地域課題はどんなものがあるのですかというようなご質問も結構いただくので、決して強制ではないのですけれども、今後こうした形でその年度の特徴的なものというものがあるときには、事務局のほうでも区としてもこういったところを課題意識を持っていますというようなところを出していくことで、皆さん提案がしやすくなるのかなというところでちょっと入れさせていただければと考えているものでございます。

修正点は以上でございます。

久塚座長 1と重なったような形で、それを踏まえてというところが多かったのですけれども、気がついたところがありましたら。

伊藤委員 一番最後のページ、これはオリンピック・パラリンピックに向けてとあるのだけれども、字の大きさを変えるとか、もうちょっと太字にするとかしたほうが、目立つと思う。

事務局 わかりました。もっと目立つようにということですね。ありがとうございます。 久塚座長 ということだそうです。そうだね。ほかには。

1ページ目の目的のところの変わったところ、その一番下の「今回の募集は一般事業助成です。協働事業助成は…」だから「協働助成『の募集』は」とか入れたらいいのではないかと。

事務局 はい。

久塚座長 ほかには。

加賀美委員 平成31年と書いてあるけれども、元号が5月以降はもう平成ではないから、西暦で括弧書きで入れておいたほうがいい。

事務局 わかりました。

及川委員 中身はすごくすばらしいなと思っているのですけれども、質問なのですが、 どちらの事業も説明会を皆さんに聞いていただく際に過去の助成した事業の申請書のコピーのようなものが置いてあったり、申請の団体さんが見られるようなものが置いてあって、 直接見れたりということはありますか。

事務局 それはしていないです。

及川委員 なるほど。今回こちらの中身にもオープンデータを見られますと書いてある のはすごくいいなと思いまして、あとは先ほどからお話に出ているように過去の助成の内 容も見られますと書いてあるのはすばらしいなと思いまして、団体さんにぜひ見てほしい のですけれども、今後のちょっと提案としては、それは申請に来た方が、こちらに来たときパラパラとめくっていただいて、もし食いつきがよければ今後問題のない範囲で配布できるぐらいになると良いと思います。うまくいった事例を簡単な別冊でいいと思うのですが配布するのと、あと、地域課題のオープンデータなんかを1枚ペラでお渡ししたりすると、ああ、こういう課題があるのだというのを家に帰ってホームページで見る前に見られるというのもいいかなというのは一つ思いました。

久塚座長 そうですね。ホームページで出ているのはそれとして、説明会に来た方全員 に分厚いのを渡すわけにはいかない、むだになってしまうから。

どれか取り上げてお渡しできそうなものはお渡しして、あとは冊子で自由にごらんくださいというふうに、ホームページで出ているやつはいいはずなので。

及川委員 何か申請書がうまくできていると、もうあとはそれをやればいい事業につながるのだろうなと思うのですけれども、まず申請書を見た時点で、ああ、ちょっとわかりづらいというのが、やっぱり今のところ多々あるものですから、なれた団体さんはうまく過去のデータも知っていますし、こう書けばというのがわかるのでしょうけれども、まず第1回目の方なんかはたたき台があるといいかなと。

事務局わかりました、ありがとうございます。

久塚座長 ほかにはありませんか。

石橋委員 今の及川さんのご提案を伺ってちょっと改めて可能かどうかというので思ったのですが、新宿区の事例以外に他区の事例で、こういうのが出てくるといいかもみたいなものというのは、ご紹介できる範疇なのかどうかなと。今までのものにはなかったですけれども。

久塚座長 そうですね。書類は難しいけれども、ほかの自治体ではこういうのをやって いるというのも出すと。どういう出し方かはちょっとあれだけれども。

気がついていないけれども、ほかのところで気がついているとか、新宿でやっているけれども、さらに新宿だったらもっとやれそうだとか、何かそれも少し考えてみてください。

事務局 それは事務局としてもぜひやりたいなと思っていたことの一つで、前回までの 強化策の中でも長期的な検討の中で入れさせていただいているので、ぜひ今後検討を重ね ながら、そういったものを庁内外に向けて発信していけるように取り組んでいきたいと思 います。ありがとうございます。

及川委員 今のお話でそうすると中の各部の方にも、ほかの地域でもこういうのがあり

ますというようなこともいいかもしれません。

事務局 そうなのです。それもぜひやっていきたいなと思っています。

久塚座長 いろんな部と課を説得するみたいな感じです。ほかには。

関口委員 3点ぐらいありまして、1点目が今お話に出ている申請書の件なのですけれども、一応私が担当させていただける説明会では、おおむね前年の1位通過団体さんの申請書を実はお配りして、あとはパワポのレジュメを使って解説させていただいて、ここの団体さんはこういうところが評価されて、1位とは言っていないのですけれども、採択されていますというお話はさせていただいています。

2点目が、毎回審査の中で減額補正について、ちょっとなかなか扱いがはっきりせずに 困っていることが多いと思うのですけれども、今のところ申請書では14ページの下のと ころ、その他の欄に「助成申請額を減額して助成金交付決定をした場合の事業遂行の可否」 というところで可否しか書かれてありません。ただ昨年も、ではどれぐらい減額してオー ケーなのかという話があって、確かに半分にして助成事業をやれるのかと言われるとやれ ないと思うので、減額補正するにしても上限を決めて、例えば14ページの書きぶりなの ですけれども、これは可否は可否でもいいのですが、もう一応割合も入れてしまってはど うかと思うのですけれども。

久塚座長 今のところはどうですか。

宇都木委員 団体が自分のところから補正をして、自分の中の金をここに追加して事業 申請額になるようにしてやれる額はどの程度が限界なのかというのは、団体がよくわかっているわけでしょう、一番。だから、助成金の額が減ってもやりますかということを一応 みんな記入しなさいと言うのでしょう。どこまでがやれるのかというのは、団体自身の力によって違いが出てくるのだと思うのです。

久塚座長 関口さん、それはどう?

関口委員 いや、そうだと思います。ただ、ある程度考える上での基準があったほうが、 私は自分の立場だと楽だなと思ったのです。

宇都木委員 何割までならいいですというふうに、最初にそういうふうに書いてしまうと、みんな何割まではいいですとなってしまうということだ。悪く考えれば申請を割増しにしておくというのもあるから、それは。結構難しい問題が出てくる。

久塚座長 審査対象として原案を見ているわけじゃないですか。その原案の中に何割減ってもいいというので原案というのはとても変なのです。

やっぱり今のまんまではだめですか、関口さん。

関口委員 いや、だから審査がしづらいのです、可否だけだと。これ民間助成金だと本当によくある話なのです、減額補正というのは。別にNPO側からすれば、ああ、普通の話だよねという話なのです。ただ、その減額がかかるのが、何割ぐらいかの目安がないと、ちょっと決めづらいなという。

事務局 ちょっとだけよろしいでしょうか。民間だと確かにそう決めてあるかもしれないのですけれども、行政として公募する際にやっぱり減額ありきというところがまず最初に原則としてあるとすると、やっぱり先ほどから何回かお話が出ているこの積算根拠の妥当性みたいなものが問われてしまうのかなというのはちょっと心配なところなのですが。

区の中でも監査とかそういったものも入りますので、適切でない金額を交付しているのではないかという話になってしまうと、それもちょっと困るかなというのは心配なところではあるのですが。

なのでその何割減額ありきというところでもないのかなと。本来であれば減額がないのが原則で、その団体数によってこのぐらいの範囲であれば、努力することで何とかなるのではないのというところをギリギリのラインで削るというか、そういった作業なのかなというふうに私なんかは思っていたのですけれども。

関口委員 そのギリギリのラインを定めたいのです。

宇都木委員 審査委員会の基準として持てばいい、内部で。内部で持って、それで聞いて、それで何割ぐらいが上限だと言ったら何割ぐらいというのを頭に入れて、それでカットしたところの事業内容を検討すれば良いのではないですか。

久塚座長 これまでも、一律何%カットしたら通る団体が入るみたいなことは余りやらなかったわけです。NPOに希望を持たせて、たくさんのNPOに頑張ってもらおうという方向を目指すのであったら必要なことかもしれないけれども。だから内部で減額するときには、おおむね何割をめどとするというようなのをこの会議体で持っておく基準みたいにして引き継いでいけばどうですか。

そうすると議論の進め方で、もめごとみたいなのが減ってくると思うのです。それは事 務局、記録しておいてください。

事務局 わかりました。

伊藤委員 もう一つ、淡い期待なのだけれども、協働推進基金について、どんどん減っていくのだけれども、例えばこの申請団体が多くなってくるじゃない。 10団体が20団

体になる。協働のほうも3団体になっていたのが5団体、7団体になってきたときに、その増額ができるかどうかということも、区の税金投入ではないけれども、そういうことを考えてほしいなと思う。

ふえるかどうかは別。今、申請件数が減っているのだから。と言われると何もないけれども、ふえていったときに希望を持たせるため、いっぱい申請してもらうためにはそういう柔軟性を持った考え方をこの中で持っておくのも必要ではないかなと思う。そうじゃないと先細りになってしまう、絶対に。件数がふえてくれば助成金、区が入れてくれていると。そういうふうなアピールをするとふえる可能性もあるとは思うけれども。

事務局 わかりました。当該年度は申しわけないですけれども、その助成総額の中でやらせていただくしかないと思いますけれども。

関口委員 三つ目はそんなに大した話ではないのですけれども、このオリパラの最後のページなのですけれども、これは別に何かオリパラを特段優遇しようとかということではない?

事務局ではないです、違います。

関口委員 こういうのが来たらいいなという。

事務局 そうです。

関口委員 なるほど。いや、そういう枠とかある自治体もあるので、子ども食堂枠とか、 オリパラ枠とか、そういうのをつくってもいいかなと思ったのですけれども、それはいい です。

久塚座長 ほかに、よろしいですか。

では、これは議題ではないのですけれども「新宿ソダチ」について、事務局として特に 気を遣ってこう工夫してみましたというのはございますか。

事務局 やっぱり二つの制度を一つにしたというところで、一つ一つの制度がどういう ふうに違うのかというところはわかるように、皆さんにお知らせをしたいというところで、 そのあたりはかなり気を遣って編集をしていただいたというところです。

久塚座長 これはプロの方が漫画をかくのですか。

事務局 受講生の方の中に漫画が得意な方がいらっしゃいまして、その方にご協力をいただいてかいていただいています。

久塚座長 なるほどね。

伊藤委員 ボランティアで。

事務局 そうなのです。

伊藤委員 ありがたいね。

事務局 このキャラクターもその方にかいていただいているので。

及川委員 キラミラネットというのは、これはどこがつくってくださっているのですか。 事務局 これは地域コミュニティ課が運営しているホームページになります。

及川委員 そうなのですね。結構ボリュームのある感じでできているという。今後広げていこうという。

事務局 いえ、ずっと前からあるのです。

及川委員 そうなのですか。

事務局 そうなのです。ホームページに実はなっていまして、NPO団体を始め皆さんにご活用いただいています。

及川委員 利用したことがなかったのですけれども、すごくかわいらしくて。

事務局 そうですか。ぜひごらんいただければと思います。

及川委員 今後いろいろなところで見ていただこうかなと思って。ちょっと過去の協働 事業のホームページを時々見ているのですけれども、どうしても件数が少なくて、例えば カフェとかスィーツで検索しても4件とかしか出てこなくて、本当に一応かかわっていた 者として寂しい気持ちでいっぱいなのです。

なかなかこういうのもつくって大きくしていくというのは難しいなと思って、でもこれがうまくいったら、すごく活用して広がるのかなと思って。頑張ってください。

事務局 ありがとうございます。

久塚座長 この地域コミュニティ課というのは、キャラクターみたいなのはあるのですか。

地域コミュニティ課長 地域コミュニティ課自体のキャラクターは特にはございません。

久塚座長 北九州の社会福祉協議会にはゴジラみたいなマークがあって、せっかくこれだけいろいろやっていたら。課のレベルでは難しいだろうけれども。

地域コミュニティ課長 新宿区全体だとオリンピック・パラリンピックのマスコット、 公認のキャラクターを名刺にはすり込んでいます。

久塚座長 ああ、そうなのですね。

伊藤委員 「登録NPO一覧」のページはいいよね、本当に。あいうえお順になってい

るのと、この活動分野ごとになっているやつ。活動ごとになっているやつは本当にために なる。

例えば自分たちがやっている活動分野で聞きたいときがあるじゃない、そういうときに 連絡できるから。

関口委員 私、千葉県の浦安市ってディズニーランドがあるところの委員もやっているのですけれども、そちらのほうでこういうのがありますということをその会議で提案して、区民の方が受講されて、区民レポーターとしてNPOに取材してやっているのですと言ったら、それが採択されて、浦安市の市民の方が浦安市にも同じような補助制度があるので、そういうのを取材してやるようになりました。

事務局 そうなのですね。それ、ちょっと見てみたいです。

伊藤委員 そういうのをつくっている人に言ってあげるといいよね。

関口委員 これは私の余談ですけれども、もっと言ってしまうと今度小金井市の協働研 修で職員向けに講演しなければいけないので、後で30部ぐらい持っていきます。

事務局 わかりました。

及川委員 新宿区とどういう違いがあったりしますか。

関口委員 時間もあれなので、後ほど。ただ、すごく全国的にモデルになるような取り 組みだなということで。

久塚座長 新宿区も悪くはないです。すごくいい。規模が大きいし、それからやっていることはすごくでっかいし、先に進んでいることをやっていられるので、それを今度は3 0部くださいと宣伝してくれるというのは非常にありがたいことですね。

さて、あと3月15日にもう1回顔を合わすことができるので、今日は随分前向きな議論をありがとうございました。

事務局のほう、その他はありますか。

事務局 ございません、大丈夫です。ただ、次回の会場が入札室という場所になります ので、そこだけお気をつけいただければと思います。

久塚座長 よろしいですか。では、今日の会議はこれで終わりたいと思います。お疲れ様でした。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —